

CONTENTS

序章	近年の法改正の動向と退職金準備の必要性 5
	1. 近年の法整備とその背景 5
	2. これからの企業の対応のポイント 6
第1章	福利厚生プランとは？ 7
	あなたの会社は大丈夫ですか？ 8
	● 福利厚生プランとは？ 9
	● 福利厚生プランの仕組み 10
	節税目的の加入は否認の危険性が... 11
	● 福利厚生プランの加入目的 12
	● なぜ福利厚生プランが決算対策として売られたのか？ 12
	● なぜ保険料の1/2が資産計上、1/2が損金算入なのか？ 14
	福利厚生プラン加入時に注意することは？ 15
	● 福利厚生プランの正しい加入目的と間違った加入目的 16
	◎CHECK SHEET 1/2損金算入を否認される危険性のある加入内容 16
第2章	福利厚生プラン採用の5つのポイント 17
	節税目的でもバレなきゃいい？ 18
	✦ 正しい加入目的とは？ 19
	社長だから高額な保険金は当然？ 20
	✦ 保険金額の設定のしかた 21
	保険期間は短い方がいい？ 22
	✦ 保険期間は定年退職に 23
	役付者のみの加入は問題ない？ 24
	✦ 普遍的加入の中身 25

【参考】 保険加入の対象者について普遍的加入が否認された裁決例(概要) ……	26
従業員に内緒で加入する? ……	28
➡ 被保険者の同意がなぜ必要か? ……	29
【参考】 経費性を否認した裁決 ……	30

第3章 福利厚生プランの検討から導入まで ……31

福利厚生プランの提案書の読み方 ……	32
● 福利厚生プラン採用にあたっての準備 ……	33
● 福利厚生プランのプランニング例 ……	34
● 改正高年齢者雇用安定法への対応 ……	37
遺族が受け取る保険金は、なぜ死亡退職金ではないのか? ……	38
● なぜ福利厚生プラン導入を規程に盛り込むのか? ……	39
● 退職金規程に盛り込む具体例 ……	40
● 従業員への周知徹底の方法 ……	41
● 福利厚生プラン導入のメリット・デメリット ……	41

第4章 福利厚生プランの具体的な経理処理 ……45

福利厚生プランの具体的な経理処理 ……	46
1. 保険料を支払ったときの処理 ……	46
2. 配当金(積立配当)の案内があったときの処理 ……	48
3. 満期保険金を受け取ったときの処理 ……	48
4. 途中で解約したときの処理 ……	49
5. 死亡保険金を遺族が受け取ったときの処理 ……	49
6. 契約者貸付金の処理 ……	50

第5章 退職金について考える……………51

退職金について考える……………	52
1. 退職金の位置づけ……………	52
2. 退職金はだれに支給するのか？……………	53
3. 退職金の事情……………	53
4. 退職金の受給資格……………	54
5. 退職金の算定額の求め方……………	54
【参考】退職金規程〈見本〉……………	55
■参考資料 退職金支給基準率表(例)……………	58
■参考資料 モデル退職金額……………	59
■参考資料 標準者退職金の支給額および支給月数(会社都合)……………	60

第6章 その他……………61

その他……………	62
○「給与」課税の福利厚生プラン？……………	62
全額損金算入できる福利厚生プラン？……………	63
●全額損金の養老保険『逆ハーフタックス』の考え方……………	64
【参考】会社が保険料を支払った養老保険の満期保険金の一時所得課税において 給与分のみが必要経費に該当するとした裁決例(概要)……………	67
●個人事業主が契約する福利厚生プラン……………	68
【参考】福利厚生プランにおける被保険者(従業員)などの主な税務……………	69
早引き「福利厚生プランQ&A」……………	70
【参考】福利厚生プランのご提案書〈見本〉……………	83

節税目的でもバレなきゃいい？

福利厚生プランの加入目的。節税では否認の危険性が！

1. 加入目的

「生命保険で『節税』できるって聞いたけど、本当か？」

D社長は、いつも会社に入入りしている営業職員をつかまえて聞いた。
営業職員は社長の意図を測りかねて、

「えっ？…ええ、基本的には定期保険などの『掛け捨て保険』は損金に算入できますから、税負担の繰り延べにはなりますが…」

「定期保険では掛金が戻らないだろ？ それでは節税の意味がないじゃないか？ ちゃんと払い込んだ掛金も戻り、なおかつ節税できるものでないと！」

そんなうまい話が…と思いかけて、営業職員はふと思いついた。

「ああ、養老保険で従業員を被保険者とする契約形態なら、保険料の半分を損金算入することができますね。いわゆる福利厚生プランです。しかし、明らかに『節税目的』で加入した場合、損金算入を否認されますよ！」

D社長はニヤッと笑って、

「節税目的で加入したかどうかなんて、分かるわけがないだろ？ 税務署が私の心の中を読むわけじゃないのだから！ まして数年に1回しか入らない税務調査で、そこまで調べないよ」

そうD社長はうそぶいた。営業職員はD社長の言葉に危ういものを感じた。



D社長の言うように、「節税目的で加入したかどうかは分からない」というのは疑問です。仮に税務調査があった場合には、加入状況（加入者・保険金額・保険期間）や従業員の退職金規程・退職金制度等に照らして、判断すれば分かることです。

✦ 正しい加入目的とは？

福利厚生プランの正しい加入目的は、「従業員の福利厚生・退職金の準備」です。従業員の死亡退職金や弔慰金、そして生存退職金の準備を目的に加入します。

税負担の繰り延べも福利厚生プラン加入の目的に付随する機能の一つとはいえませんが、目先の税負担軽減だけを目的として加入した場合は、否認される危険性が十分にあり、また現実に否認されています。

税負担軽減目的の加入かどうかは、次ページ以降の4つ（保険金額・保険期間・普遍的加入・被保険者の同意）の項目から判断することができます。



まず、この判決の契約形態は以下のとおりです。

〈契約形態〉

平成24年1月13日

契約者	被保険者	満期保険金受取人	死亡保険金受取人	経理処理
法人	役員	役員	法人	1/2貸付金＝損金算入 1/2損金算入

※保険料の1/2を貸付金として経理処理。

平成24年1月16日

契約者	被保険者	満期保険金受取人	死亡保険金受取人	経理処理
法人	役員	役員	法人	1/2給与＝損金算入 1/2損金算入

※保険料の1/2を給与とし経理処理。

原告側の主張は、支払われた保険料の全額が一時所得金額を算出する際の必要経費に当たるというものでした。これに対し、最高裁判所の判決では、一時所得金額の算出に当たって「その収入を得るために支出した金額」（所得税法34条）とは、「当該収入を得た個人が自ら負担して支出した金額」をいう、つまり、給与分（貸付金）のみ必要経費として算入することができるとされました。また、法人が損金算入していた保険料の1/2部分については、個人が自ら負担していたとはいえ、さらに、損金経理がなされていたものを、一時所得の計算上も必要経費として控除できるとすると、二重に控除を認める結果を招き、実質的に不当であるとされました。

これにより、逆ハーフタックスプランによって役員・従業員が受け取った満期保険金に対する課税の取扱いの問題については、一応決着を見たこととなります。

特にこの最高裁の判決を受けて、逆ハーフタックスという契約形態が、公に認められたという考え方も出ました。

ただし、何度も言いますが、裁判の結論や税制改正は、あくまでも逆ハーフタックスの満期保険金を受け取る場合の必要経費についての考え方を正したのみであり、未だ解約時や死亡時、契約者貸付や払済保険への変更後などでは多くの問題を抱えています。

保険会社によっては、こうした不透明な部分がある逆ハーフタックスの販売自体を自粛、停止した会社もあります。

以上からも、「逆ハーフタックスプラン」の取扱いについては、慎重な取組みが不可欠である点を十分に理解する必要があります。

**【参考】会社が保険料を支払った養老保険の満期保険金の一時所得課税において
給与分のみが必要経費に該当するとした判決例（概要）**

- ・ 事件番号 : 平成21（行ヒ）404
- ・ 事件名 : 所得税更正処分等取消請求事件
- ・ 裁判年月日 : 2012年（平成24年）1月13日
- ・ 法定名 : 最高裁判所第二小法廷
- ・ 原審裁判所名 : 福岡高等裁判所

・ 判示事項と裁判要旨

1	判決事項	所得税法34条2項にいう「その収入を得るために支出した金額」の支出の主体
	裁判要旨	一時所得に係る支出が所得税法34条2項にいう「その収入を得るために支出した金額」に該当するためには、それが当該収入を得た個人において自ら負担して支出したものとイえることを要する。
2	判決事項	会社が保険料を支払った養老保険契約に係る満期保険金を当該会社の代表者が受け取った場合において、上記満期保険金に係る当該代表者らの一時所得の金額の計算上、上記保険料のうち当該会社における保険料として損金経理がされた部分が所得税法34条2項にいう「その収入を得るために支出した金額」に当たらないとされた事例
	裁判要旨	死亡保険金の受取人を会社とし、満期保険金の受取人を当該会社の代表者らとする養老保険契約の保険料を当該会社が支払い、満期保険金を当該代表者らが受け取った場合において、上記保険料のうち当該代表者らに対する貸付金として経理処理がされた部分とその2分の1である一方、その余の部分が当該会社における保険料として損金経理がされたものであるなど判示の事情の下では、上記満期保険金に係る当該代表者らの一時所得の金額の計算上、後者の部分は所得税法34条2項にいう「その収入を得るために支出した金額」に当たらない。

早引き

福利厚生プラン Q&A

福利厚生プランに関するさまざまな疑問にお答えします。
提案時における参考資料としてご利用ください！

CONTENTS

◎ 加入目的について...71

1. 福利厚生プランの加入目的は？
2. 節税目的で加入した場合は？
3. 弔慰金目的での加入は？
4. 死亡保険金は死亡退職金となる？

◎ 保険料について...71

5. 保険料を1/2にしたとき小数点以下の端数処理は？
6. 一時払での1/2一括損金処理の是非は？
7. 1年以上前納した場合の1/2一括損金処理は？
8. 事業年度にまたがる1/2損金処理は？

◎ 保険金について...72

9. 保険金額の設定方法は？
10. 役職別の保険金額格差は認められるか？
11. 普遍的な保険金額格差はどうか？
12. 全員3,000万円の保険金額は？
13. 社長1億円・従業員500万円はOKか？

◎ 保険期間について...74

14. 保険期間5年満期は認められるか？
15. 保険期間10年満期は認められるか？
16. 保険期間を定年に合わせることは？

◎ 加入条件について...74

17. 女性を除いた加入は認められるか？
18. 保険金の男女格差を付けても良いか？
19. 勤続3年以上など年数条件を付けても良いか？
20. 勤続年数条件は何年なら良いか？
21. 加入上限を50歳までに限定して良いか？
22. 課長以上の従業員の加入の是非
23. 同族会社で同族関係者が大部分の場合は？

24. 同族関係者が半分以下の場合の処理は？

25. 被保険者(従業員)の同意は必要か？

26. 従業員が少数の会社は導入できるか？

◎ 保険種類について...76

27. 終身保険でも扱いは可能？

28. 定期付養老保険の養老部分での扱いは？

◎ 経理処理について...76

29. 保険料を支払ったときの経理処理は？

30. 積立配当金の経理処理は？

31. 保険金買増方式の配当金経理処理は？

32. 満期時の経理処理は？

33. 途中解約の場合の経理処理は？

34. 死亡が発生した場合の会社の経理処理は？

35. 契約者貸付を受けたときは？

36. 契約者貸付金を返済したときは？

37. 自動振替貸付の通知を受けたときは？

38. 39. 払済保険に変更したときは？

(契約者貸付金がない場合とある場合)

40. 他社への従業員移籍による各社の経理処理

◎ その他...79

41. 個人事業主が福利厚生プランを導入する場合

42. 従業員と役員は、別会社に加入できるか？

43. 期間途中での払済保険変更や解約は？

44. 満期保険金を役員退職金に使うことの是非

45. 退職従業員の保険料を支払うことの是非

46. 新会計基準と福利厚生プランの位置付け

47. 特約を付けた場合の受取人は？

48. 全額損金の福利厚生プランとは？

加入目的について

Q1 福利厚生プランの加入目的は何ですか？

A 福利厚生プランの加入目的は、従業員の生存退職金・死亡退職金・弔慰金の資金準備です。

Q2 節税目的で加入した場合はどうなりますか？

A 節税目的で加入するという事は、保険料を損金算入することがその目的であり、保険金額や加入期間が本来の退職金目的から大きく外れることとなります。もちろん税務調査の折、損金算入を否認される危険性が十分にあります。

Q3 弔慰金を目的とした加入の場合はどうでしょうか？

A 会社が死亡した従業員の遺族に支払う弔慰金は、一般に平均20万～50万円程度ではないでしょうか。加入保険金額にもよりますが、弔慰金だけを目的として加入するのは多過ぎる場合が十分考えられます。また、福利厚生プランの目的を弔慰金だけとした場合、別途死亡退職金を支払わなければなりません。

Q4 死亡保険金は遺族受け取りですが、死亡退職金になるのでしょうか？

A 遺族が受け取る保険金を「死亡退職金」とする場合には、明確に規程等の

中に盛り込んでおく必要があります。そうしないと、従業員が自分で加入している保険とみなされることとなります。

〔相続税法基本通達3-17〕に、雇用主が保険料を負担している場合のただし書きで、「その死亡保険金を退職手当金として支給することとしている場合は退職金とする」とあります。つまり退職金規程に明確に「保険金を死亡退職金の一部もしくは全部に充当する」と規定しておけば、死亡退職金となります。

逆に規定していない場合は、別途死亡退職金を支払わなければならない危険性がありますので、注意が必要です。

保険料について

Q5 会社の支払った保険料を1/2にした場合、小数点以下の端数が出ることがあります。この場合、損金か資産のどちらに繰り入れたら良いですか？

A 基本的には1/2以上の損金算入は認められませんから、資産に計上します。しかし法人税の申告上、課税所得金額は1,000円未満切り捨てですから、誤差は影響しません。

Q6 福利厚生プランを一時払で加入した場合、その半分以上を一度に損金算入することはできますか？

A できません。一時払保険料（主契約分）の1/2を資産計上、後の1/2は当該事業年度に対応する分のみ福利厚生費として損金算入し、残りは前払費用として資産に